

【さいたま市】

1. さいたま市の概況

人口：1,260,879 人（H27.1 現在推計人口）

面積：217.49 km²

障害者手帳所持者数（H26.3 末現在）	さいたま市	全国
身体障害者手帳	32,802 人	525.2 万人
療育手帳	6,375 人	94.1 万人
精神障害者保健福祉手帳	7,863 人	75.1 万人

2. 誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例

（１）条例の概要とこれまでの取組内容

さいたま市では、障害のあるなしにかかわらず誰もが共に地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、平成21年11月に障害者施策推進協議会（当時）に対し障害者差別を禁止する「障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例（仮称）」について諮問しました。

その後、学識経験者、医療、法律、福祉分野の専門家、教育委員会及び市民からの公募委員などで構成される「条例検討専門委員会」及び当事者を含む公募の市民が集まり、意見を出し合う「条例について話し合う100人委員会」における議論を経て答申された最終報告を基に条例案が作成され、平成23年3月に市議会において成立し、平成23年4月から施行されました。

この条例に基づき、市内10区の各区役所支援課や各区障害者生活支援センターを障害者差別が生じた際の身近な相談窓口・対応機関として位置付けるとともに、職員に対する研修等に取り組んできました。また、障害者差別に対する申立て（ノーマライゼーション条例第10条）があった場合に助言やあっせんを行う仕組みとして「障害者の権利の擁護に関する委員会（以下、障害者権利擁護委員会という。）」を設置するとともに、医師や弁護士などが専門的な見地から相談機関に助言等を行う「さいたま市高齢・障害者権利擁護センター」を整備するなど、これまで障害者差別解消に関する取組を進めてきたところで

（２）さいたま市における現状と課題

こうした取組の一方で、ノーマライゼーション条例の制定過程において市民から収集した「障害者差別と思われる事例」が521件であったにも関わらず、相談窓口に寄せられる障害者差別の相談件数は年間数件という極めて少ない数字となっています。現実には障害者差別と思われる事案に接している障害当事者やその家族などの感覚との乖離も指摘されており、障害者差別を取り巻く課題や解決に向けた今後の取組について改めて検討を行うことが求められています。

年度	H23	H24	H25
相談件	5件	7件	2件

事例及び主体の公表

差別を行った主体

差別を受けた障害のある市民

調査又はあっせん

障害福祉課 福祉事務所

状況確認調査又はあっせん

助言・あっせんを請求

障害者の権利の擁護に関する委員会

助言等

障害者生活支援センター 各区支援課

勧告請求

市長

意見聴取

勧告

改善が認められない場合

さいたま市においては、ノーマライゼーション条例に基づき設置している障害者権利擁護委員会に「障害者差別解消部会」を設置し、当部会において障害者差別解消法の施行に先立って行われる障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業を実施することで、障害者差別解消に関する課題や今後の取組等に関する検討を開始しました。

○さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（平成 23 年 3 月 9 日条例第 6 号）（抄）

第 15 条 市長の諮問に応じ、差別に係る事項を調査審議するため、さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

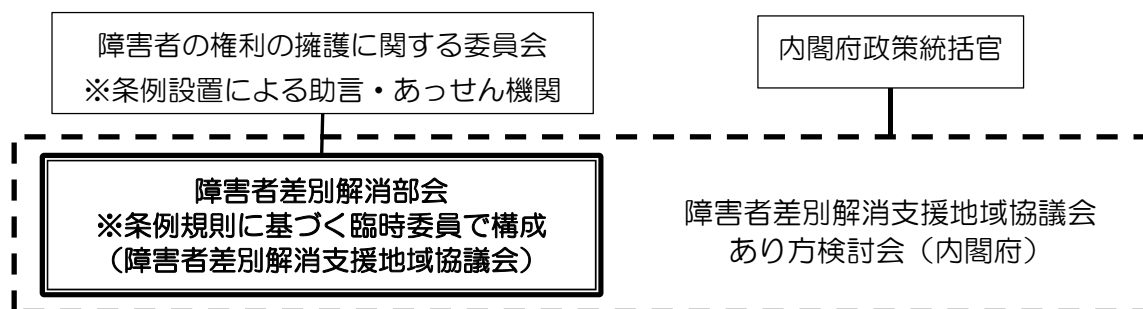
○さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則（平成23年3月31日規則第35号）

（委員会の臨時委員）

第18条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験を有する者、委員会の推薦を受けた者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員の任期は、条例第15条第4項の規定にかかわらず、特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。



（2）構成メンバー（13名）

選出分野	所属及び職名	氏 名
学識経験者	埼玉大学教育学部 准教授	宗澤 忠雄
国の機関	埼玉労働局職業安定部 職業対策課長	加藤 秋雄
	さいたま地方法務局 人権擁護課長	鈴木 英嗣
障害者団体	障害者（児）の生活と権利を守るさいたま市民の会	平林 彰
	さいたま市手をつなぐ育成会	宮部 幸子
	さいたま市精神障害者当事者会ウィーズ	石井 透
相談支援事業者	岩槻区障害者生活支援センターささぼしセンター長	長岡 明美
事業者団体	さいたま商工会議所 事務局長	小澤 正信
弁護士	埼玉弁護士会	増田 悠作
医療機関	自治医科大学附属さいたま医療センター総合相談室・病診連携室 室長	大塚 智秋
市役所	さいたま市消費生活総合センター 所長	小池 亮太郎
	教育委員会事務局 指導2課長	松井 聡
	さいたま市北区役所 健康福祉部長	水野 清彦

4. モデル会議の実施状況

（1）モデル会議等の開催経過

これまで、7月から、障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）を9月、11月と3回開催し、さいたま市における障害者差別を取り巻く現状や障害者差別解消に向けた取組等について協議を進めました。

第1回モデル会議（障害者差別解消部会）では、本部会の体制や協議事項等に関する確

認を行い、今後の協議の基礎資料とするため、各委員の所属する機関における障害者差別解消の推進に関する取組について情報共有を行うとともに、障害者差別事例の収集について、対象や実施方法に関する協議を行いました。

第2回モデル会議では、収集した相談事例や障害者生活支援センターにおける利用者への差別に関するヒアリング結果、障害者への配慮の好事例等に関する報告を基に、事例に関する障害者差別の実態やさいたま市における差別解消の課題等について協議を行いました。

第3回モデル会議では、これまでの協議を踏まえ、さいたま市における障害者差別の現状の確認や差別解消に向けた課題の整理等を行い、次年度以降の継続した取組に関する協議を行いました。

回	日付・場所	議題・内容
第1回 モデル 会議	平成26年7月29日（火） 市役所議会棟第7委員会室	1. 障害者差別解消部会及び障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業について 2. 障害者差別解消の推進に関する取組状況の調査結果について 3. 障害者差別事例の収集について
第2回 モデル 会議	平成26年9月30日（火） ときわ会館5階 502 会議室	1. 前回会議録の承認 2. 障害者差別相談事例等の報告について （1）障害者差別相談事例収集の調査結果 （2）障害者生活支援センター利用者に対するヒアリング結果 （3）障害のある方への配慮及び差別に関する調査結果
第3回 モデル 会議	平成26年11月25日（火） ときわ会館5階 中ホール	1. 前回会議録の承認 2. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針について 3. 障害者差別解消に関する検討状況と今後の取組について

（2）会議資料とするために実施した調査

さいたま市における障害者差別に係る現状をあらためて把握するとともに、各機関に寄せられている相談内容等を把握するため、以下のとおり、各種調査を行い、調査結果を協議の際の資料としました。

相談事例調査（表No.2）では多様な事例を集め、個々の事例から差別の実態を分析するとともに、各機関で受けている相談事例の傾向を把握するため、明確に差別とは判断できない事例や相談者本人が差別とは認識していない事例も対象としました。

また、個々の事例について、その背景から生活支援の課題の把握に至る詳細な検討に資するため、相談者の年齢や障害種別といった基本的な情報のほか、障害福祉サービスの利用状況、地域との繋がり等を把握できるよう調査様式を定めました。

なお、収集した事例は、個人が特定されるおそれがあることから非公開としています。

障害者生活支援センター利用者へのヒアリング調査（表No.3）では、差別事例の内容

を把握するだけではなく、相談に至るまでの（又は至らなかった）実情の把握やそれらを統計的に集計するため、質問項目を定めたヒアリング様式を使用しました。ヒアリングの実施にあたっては、事前に実施機関である障害者生活支援センターに対し、調査の趣旨や調査方法等を直接説明しました。

配慮と差別体験の調査（表No.4及びNo.5）は、さいたま市ホームページや障害者を含む多くの市民が参加する「誰もが共に暮らすための市民会議」を媒体に、アンケート形式（自由記述）で調査を実施しました。

No.	調査名	目 的	調査対象	収集事例数
1	障害者差別解消の推進に関する取組状況の調査	各機関において実施している取組を把握し、好事例の共有や地域における機関連携を検討する上での資料とするため。	各委員の所属機関	25件
2	障害者差別相談事例収集の調査	各機関における相談事例を収集し、障害者差別の内容や相談・対応状況を分析することにより、支援の実務上の課題や機関連携のあり方などを検討するため。	各委員の所属機関	16件
3	障害者生活支援センター利用者に対する差別事例に関するヒアリング調査	相談機関につながりにくい状況において、差別を受けた障害者の実態、意見等を把握することで、障害者差別の特徴や相談支援の課題等を検討するため。	障害者生活支援センター利用者	16件
4	障害のある方への配慮に関する調査	生活の中で受けた配慮や手助けの好事例を収集し、地域生活の中での合理的配慮の実態を把握するため。	市民	117件
5	障害のある方の差別体験調査	生活の中で受けた差別や不当な取扱いを受けた体験を収集し、地域生活の中での差別の実態を把握するため。	市民	88件

（３）モデル会議における障害者差別や課題に関する意見

①障害者差別の特徴に関する意見

- ・ 障害に対する理解不足等が原因の障害者差別や不当な取扱い

企業からのサービス提供や公共交通機関の利用に際して、障害に対する基本的な理解不足や障害者に対する対応の経験不足に起因する障害者差別や不当な取扱いが少なからず発生しているとの指摘が多く示されました。また、障害者を雇用する企業においては、就業する障害者の処遇に関する経験不足、企業側と障害者の相互の理解不足がその原因として考えられるとの意見がありました。

- ・ 障害者差別に関する相談が相談機関に結び付いていない

さいたま市における障害者差別に関する相談実績が年間数件にとどまっていることを鑑みると、差別に関する相談が行政機関に結び付きにくいことが考えられます。また、相談機関に相談した場合でも、匿名での相談を希望したり、大事にはしたくない

と要望する相談者も多い様です。これは、障害者にとって障害者差別や不当な取扱いを受けたこと自体が屈辱的な出来事であり、そのことを第三者に口外することで更なる辱めを受けることになりかねない上に、相談をしても直ちに解決への見通しが立ちにくいとの理由から相談そのものをあきらめてしまう傾向があると考えられます。

この他、障害者差別や不当な取扱いを受けた場合、そのことを家族や仲間内で話題にすることはあっても、報告や問題解決のためにあえて相談機関に出向くことは少ないのが現実ではないかとの指摘がありました。

- ・ 障害者差別の認識や状況把握が困難な障害者の存在

特に知的に障害のある方や精神障害のある方の場合、その障害特性として、障害者差別や不当な取扱いを受けたこと自体を認識しにくい方が少なくないことが考えられることが指摘されました。また、障害者差別等を受けた際に、その場の状況を冷静に判断し抗議することや相手の名前や状況を記憶したり、記録したりすることが困難な障害者は、後日相談機関に対して適切な相談ができないことも十分に考えられるのではないかという意見がありました。

②障害者差別の相談への対応及び合理的配慮の提供の課題に関する意見

- ・ 障害者が相談しやすい窓口づくり

障害者団体に所属している障害者や日常的に地域の相談機関を利用している障害者が多く存在する一方で、様々な理由から地域との接点が少ない方や相談機関を利用していない方がおり、その中には、障害者差別に直面してから唐突に相談機関に相談に行くことに対して躊躇することもあるのではないかとの意見がありました。

障害者が受けた不当な差別的取扱いを解決する第一歩として、相談機関の利用は有効な手段であり、障害者が相談機関に相談しやすいような環境の整備や周知啓発に取り組む必要があるとの意見がありました。

- ・ 各分野の専門家の助言

障害者差別や不当な取扱いの相談対応や合理的配慮の提供及び「過重な負担」の判断等における専門的、技術的な課題の解決にあたっては、障害福祉分野の支援者のみならず、ICT に関する技術者や建築士といった各分野の専門家の助言が必要ではないかとの指摘がありました。

- ・ 障害者差別を受けた障害者に対するエンパワーメント

障害者差別や不当な取扱いを受けた障害者がその差別等を克服し、普段の生活を取り戻していくためには、それまでに受けた精神的苦痛の緩和や自信を回復させるための支援（エンパワーメント）も重要との意見がありました。

- ・ 事後的な救済措置

パワハラやセクハラ等のハラスメントに関する問題解決と同様に、障害者が受けた障害者差別に対する解決手段の一つとして、障害者差別に特化した裁判外紛争解決手

続き（ADR）のようなあっせんや調停の仕組みの必要性が提起されるべきとの意見がありました。

- 相談事案の蓄積

障害者差別や不当な取扱いの相談実績が少ない状況では、対応にあたって過去の類似事案との比較や対応経験を基にした迅速かつ適切な判断が困難となるため、障害者差別等の相談事案について一定の蓄積が必要であるとの意見がありました。

③地域における相談体制の課題に関する意見

- 機関連携による対応

障害者差別や不当な取扱いは障害者を取り巻くあらゆる分野、場面において発生するため、地域における各分野の相談機関において個別に障害者差別等に関する相談を受けているのが現状です。各機関が担う役割や所管する権限等に制限があるため、相談されたすべての事案に適切に対応することができず、相談者が適切な相談機関に直接相談できていないケースが生じていることが考えられます。そのため、当初に相談を受けた機関での対応が困難な事案については、その事案を適切な相談機関に結び付けるために各相談機関相互の連携の仕組みが必要ではないかとの意見がありました。

- 関係機関の情報の収集と共有

相談を受けた所管外の事案について、他の適切な相談機関を相談者に紹介するためには、関係機関の権限や機能等について必要な情報を集約し、その情報を各機関において共有する必要がある。特に民間の支援団体については情報が得にくいため、積極的な情報収集が必要ではないかという意見がありました。

（４）今後の取組に関する意見

①周知啓発に関する意見

- 相談窓口や障害者差別に当たる行為の周知

障害者差別に関する相談が可能な窓口や相談できる内容、障害者差別に当たる行為等を市民、企業等に幅広く周知する取組が必要ではないかという意見がありました。

- 障害者への配慮の好事例の周知や地域における差別解消に関する取組の啓発

障害者への対応の経験不足や基礎的な理解不足が原因で生じていると考えられる障害者差別や不当な取扱いに対して、障害者への配慮の好事例を周知し、公共交通機関や企業におけるサービス提供や地域コミュニティで活用することが有効だと考えられるのではないかという意見がありました。

また、地域における障害者差別の解消を図るため、障害者と地域住民が顔の見える関係を構築することで相互理解を深めることを啓発することも有効な手段ではないかという意見がありました。

- 障害者雇用などにおける企業の対応の成功事例の周知

企業で働く障害者が、職場において適切な配慮や支援を受けながら仕事が続けられるよう、障害者が就業する上で必要な配慮や企業と障害者の相互理解を深める取組に関する成功事例を収集し、企業等に周知することにより、継続した障害者雇用が成功していない企業や障害者雇用に二の足を踏む企業の積極的な取組を促してはどうかという意見がありました。

- 高齢者対応に付随した障害者対応の啓発

高齢化社会に応じて公共交通機関や企業等が進めるバリアフリー化などの高齢者に対応したサービス提供の取組に、障害者への対応も盛り込んだビジネスモデルを展開するよう公共交通機関や企業等に啓発することも効果的な方策ではないかとの指摘がありました。

②体制整備に関する意見

- 相談しやすい環境の整備

障害者を支援する機関においては、障害者が障害者差別や不当な取扱いについて気兼ねなく相談できるよう、障害者と顔の見える関係を築くことに努め、障害者の普段の様子の変化に留意するとともに、日常生活上で受けた障害者差別や不当な取扱いについて障害者や家族等からヒアリングする機会を積極的に設けるべきではないかという意見がありました。

- 関係機関が連携したネットワークの構築

所管外の事案の相談を受けた機関が、その事案を適切な相談機関に繋げるための仕組みや、困難事案について各機関が連携して支援するための仕組みを整備し、有効に機能する地域のネットワークを構築する必要があります。ネットワークの構築にあたっては、相談からワンストップでネットワークに繋がり、適切な相談機関の紹介や各機関の連携した対応が行われる仕組みとするべきではないかという意見がありました。

- 各分野の専門家の助言の実施

さいたま市高齢・障害者権利擁護センターに建築士やICTに関する技術者といった各分野の専門家を配置し、障害者差別の対応や合理的配慮の提供における専門的、技術的な課題に対して専門的な見地から助言を実施する体制を構築することが有効であるとの指摘がありました。

- 地域における相談事案の掘り起し

障害者差別を受けた障害者を相談機関に結び付けることが課題となっているため、地域において埋もれている障害者差別事案の掘り起しや障害者差別解消に関する啓発を行う市民相談員やサポーターといった人材を育成し、相談機関だけではなく地域における市民相互のネットワークを構築することが有効ではないかという意見がありました。